

積丹町の給与・定員管理等について

地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 58 条の 3 の規定に基づき、令和 7 年度における積丹町の給与・定員管理等について、次のとおり公表します。

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (R7 年 1 月 1 日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B / A	(参考) R5年度の人件費率
R6年度	人 1,702	千円 3,357,317	千円 95,437	千円 587,369	% 17.5	% 17.0

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

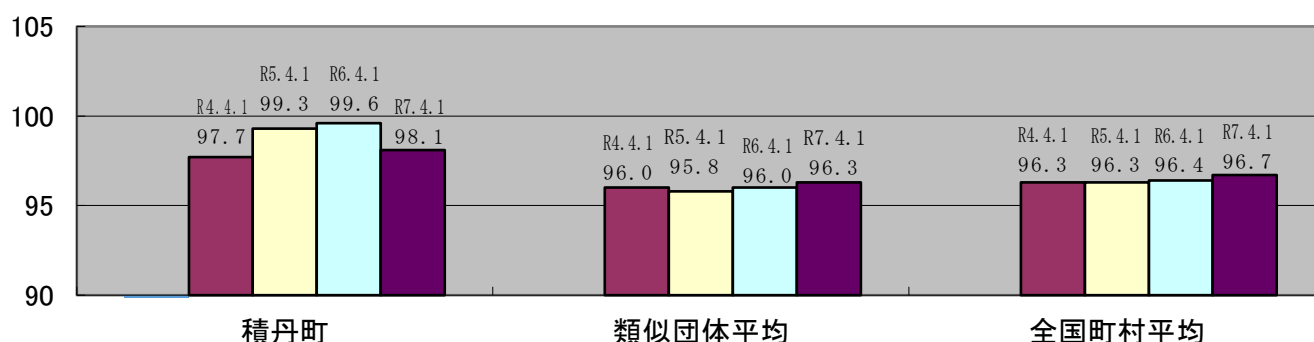
区 分	職員数 A	給 与 費				(参考) 一人当た り給与費 B / A	(参考) 類似団 体平均一人当 たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
R6年度	人 57	千円 206,094	千円 33,265	千円 87,409	千円 326,768	千円 5,733	千円 5,732

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は、令和 6 年 4 月 1 日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））及び会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均２％の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期）

○平成２７年４月１日

○一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均２％引下げ。

○若年層については、引下げを行わない。

○高齢層については最大で４％引下げ。激変緩和のため、３年間（平成３０年３月３１日まで）の経過措置（現給保障）を実施。

他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

② 地域手当の見直し

平成２７年度見直し後の国基準による支給対象地域なし

③ その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。

（平成２７年４月１日実施）

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和７年４月１日現在）

① 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
積丹町	43.8 歳	334,024円	371,165円	335,565円
北海道	42.3 歳	329,304円	420,139円	372,087円
国	41.9 歳	332,237円	—	414,480円
類似団体	41.3 歳	312,088円	356,051円	342,249円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和７年４月１日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和7年4月1日現在）

区 分		積丹町	北海道	国
一般行政職	大 学 卒	220,000円	220,000円	220,000円
	高 校 卒	188,000円	188,000円	188,000円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（令和7年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	— 円	351,000円	386,200円	— 円
	高 校 卒	246,200円	— 円	— 円	— 円

（注）各経験年数に該当する職員がない場合は「—」で表示してあります。

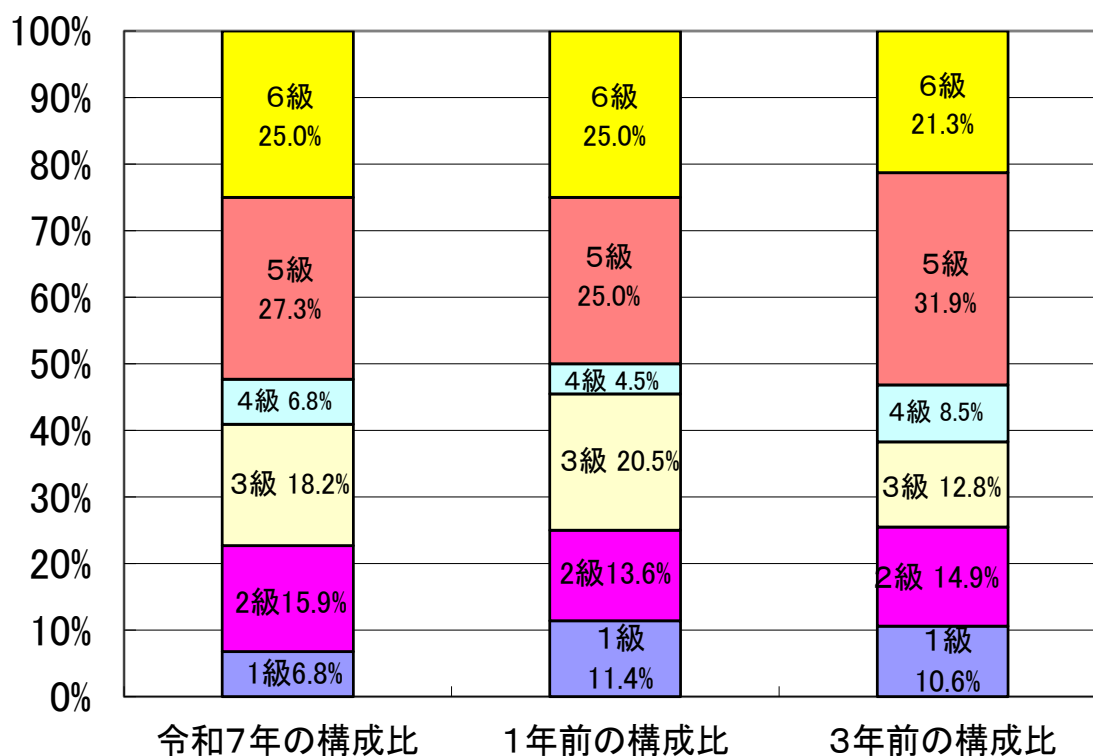
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和7年4月1日現在）

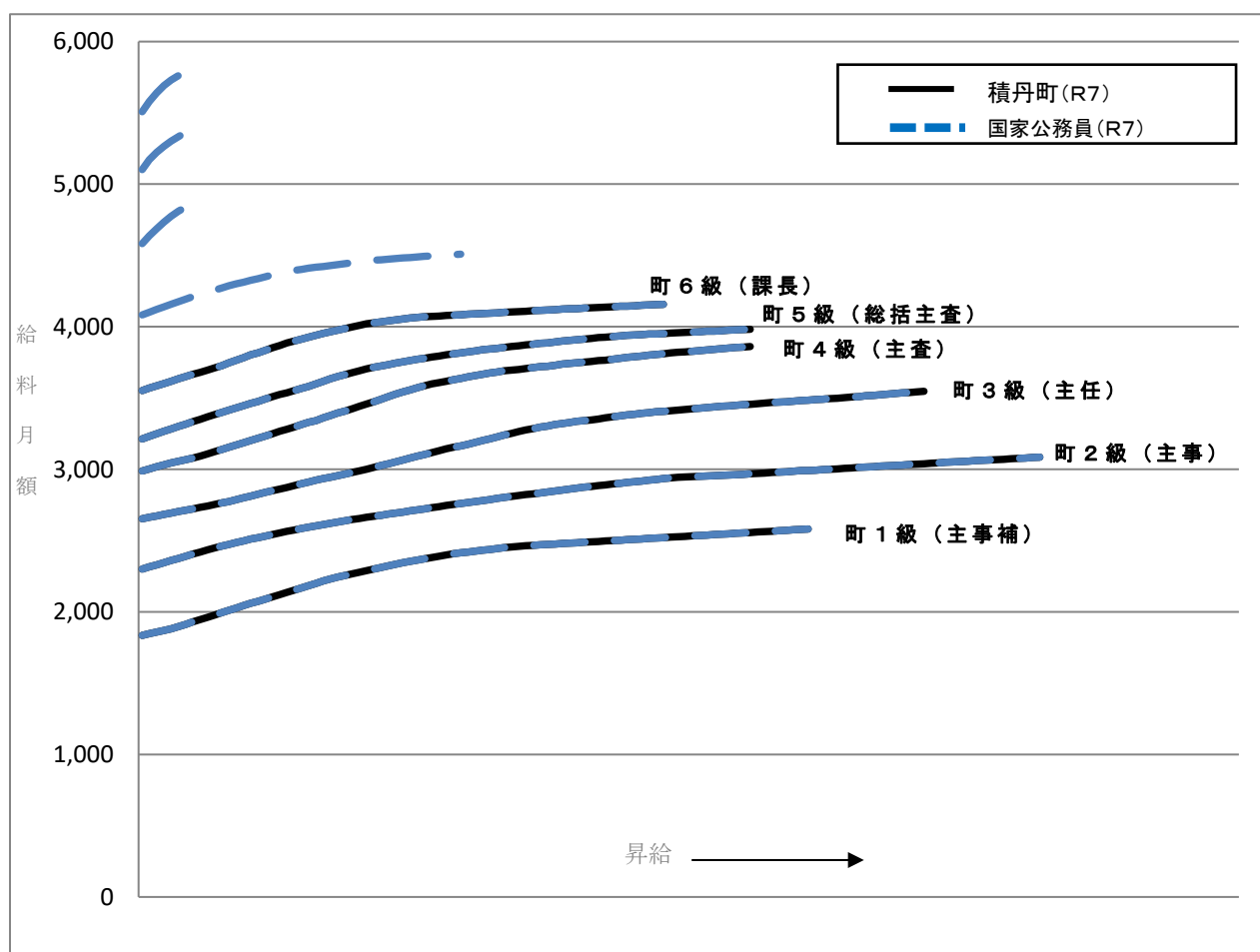
区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
1 級	主事補・技師補	3 人	6.8 %	183,500 円	258,100 円
2 級	主事・技師	7 人	15.9 %	230,000 円	308,500 円
3 級	主任・主査	8 人	18.2 %	261,300 円	354,700 円
4 級	主任・主査	3 人	6.8 %	287,300 円	386,100 円
5 級	総括主査・総括係長・課長	12 人	27.3 %	309,800 円	398,200 円
6 級	課長	11 人	25.0 %	335,000 円	415,700 円

（注）1 積丹町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和7年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（積丹町）

平成7年4月2日から令和8年4月1日 までにおける運用		管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している		○		○	
活用している昇給区分		昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
上位、標準、下位の区分					
上位、標準の区分					
標準、下位の区分		○	標準	○	標準
標準の区分のみ（一律）					
ロ. 人事評価を活用していない					
活用予定時期					

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

積丹町	北海道	国
（令和6年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.50月分 2.10月分 (1.400)月分 (1.000)月分	（令和6年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.50月分 2.10月分 (1.400)月分 (1.000)月分	（令和6年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.50月分 2.10月分 (1.400)月分 (1.000)月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15％	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20％ ・管理職加算 10～25％	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20％ ・管理職加算 10～25％

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（積丹町）

令和7年度における運用		管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している		○		○	
活用している成績率		支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率					
上位、標準の成績率					
標準、下位の成績率		○	標準	○	標準
標準の成績率のみ（一律）					
ロ. 人事評価を活用していない					
活用予定時期					

(2) 退職手当（令和7年4月1日現在）

積丹町			国		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	47.709月分	47.709月分	最高限度	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置 なし			その他の加算措置		
1人当たり平均支給額 自己都合：10,846千円					
定年退職者なし					

（注） 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和6年度決算）			－ 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（R6年度決算）			－ 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）	
札幌市	3%	－ 人	3%	

(4) 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和6年度決算）			－ 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）			－ 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和6年度決算）			－ %	
手当の種類（手当数）			1	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績（R6年度決算）	左記職員に対する支給単価
ボイラー等管理手当	ボイラー等の維持管理従事事務員	10月から翌年4月までの従業務	千円 －	月額4,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（R6年度決算）	13,369 千円
職員1人当たりの平均支給年額（R6年度決算）	257 千円
支給実績（R5年度決算）	11,085 千円
職員1人当たりの平均支給年額（R5年度決算）	222 千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（R6年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む

(6) その他の手当（令和7年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（R6年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（R6年度決算）
扶養手当	○配偶者がいる場合 ① 配偶者 3,000円 ② 子 11,500円 ③ 父母等 6,500円 ○特定期間の加算 5,000円	同		6,208千円	238,769円
住居手当	自ら居住するための住宅を借り受け、現に当該住宅に居住し、月額16,000円を超える家賃を支払っている職員に対し、家賃に応じて28,000円を限度に支給	同		1,305千円	163,125円
通勤手当	①交通機関利用者 月額55,000円を限度に支給 ②自動車等使用者 距離に応じて31,600円を限度に支給	同		2,542千円	133,789円
管理職手当	課長職 給料月額 の15%以内 6級 51,900円 5級 49,600円	同		7,474千円	622,800円
寒冷地手当	11月から3月までの各月初日に在職する職員に支給 ① 扶養親族のある職員 26,000円 ② その他の世帯主である職員 14,500円 ② その他の職員 9,800円	同		5,464千円	89,574円

5 特別職の報酬等の状況（令和7年4月1日現在）

区 分		給 料		月 額 等	
給 料	市 区 町 村 長	650,000 円	(参考) 類似団体における最高／最低額		
	副 市 町 村 長		846,800円／	528,000円	
		560,000 円	677,700円／	481,000円	
報 酬	議 長	260,000円	400,000円／	203,000円	
	副 議 長	200,000円	314,000円／	130,000円	
	議 員	170,000円	290,000円／	109,000円	
期 末 手 当	市 区 町 村 長 副 市 町 村 長	(R6年度支給割合) 4.6 月分			
	議 長 副 議 長 議 員	(R6年度支給割合) 4.1 月分			
退 職 手 当	市 区 町 村 長 副 市 町 村 長	(算定方式) 給料月額×在職年数×5.126 給料月額×在職年数×3.234	(1期の手当額) 13,327,600円 7,244,160円	(支給時期) 任期毎 任期毎	
	備 考				

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

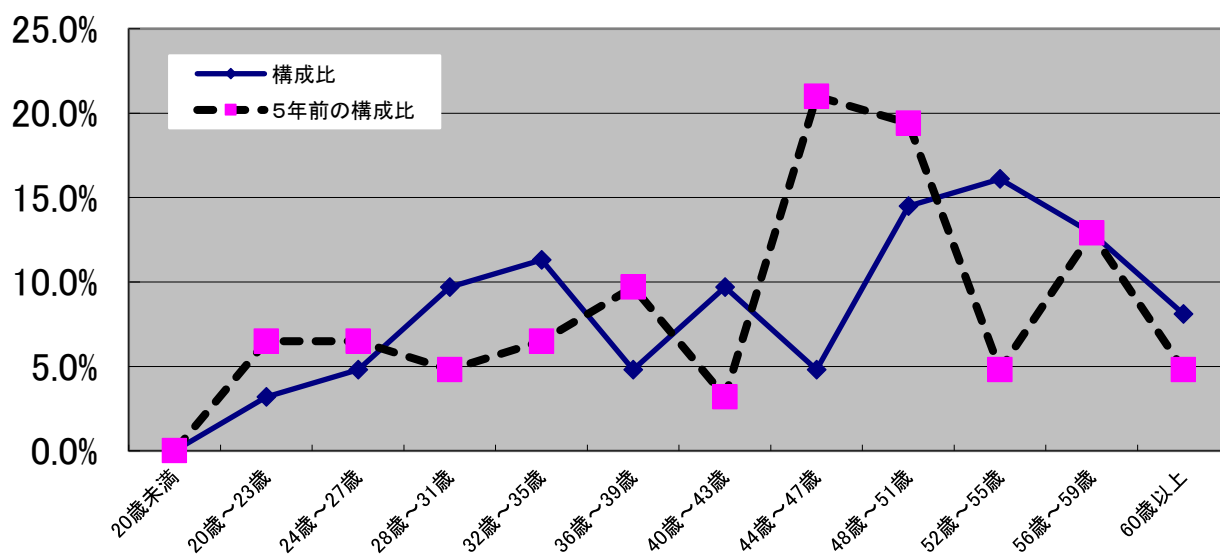
(各年4月1日現在)

区 分 部 門			職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
			令和6年	令和7年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	2	2	0	異 動 による 配置 変更
		総 務	13	15	2	
		税 務	4	4	0	異 動 による 配置 変更
		民 生	17	16	△ 1	
		衛 生	2	1	△ 1	退 職 者 に係る 欠 員
		労 働	0	0	0	
		農 林 水 産	6	6	0	異 動 による 配置 変更
		商 工	3	2	△ 1	
		土 木	5	3	△ 2	退 職 者 に係る 欠 員 ・ 異 動 による 配 置 変 更
		計	52	49	△ 3	
	教 育 部 門	5	6	1	異 動 による 配置 変更	
	消 防 部 門	0	0	0		
	小 計	57	55	△ 2	< 参 考 > 人口 1 万 当 たり 職 員 数 323.15 人 (類 似 団 体 の 人 口 1 万 当 たり の 職 員 数 244.85 人)	
公 営 企 業 計 等 部 門	水 道	1	1	0		
	下 水 道	1	1	0		
	そ の 他 (国 保 事 業)	5	5	0		
	小 計	7	7	0		
合 計			64	62	△ 2	< 参 考 > 人口 1 万 当 たり 職 員 数 364.27 人
			[96]	[96]	[0]	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和7年4月1日現在）



区 分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	0人	2人	3人	6人	7人	3人	6人	3人	9人	10人	8人	5人	62人

(3) 職員数の推移

							(単位：人・%)
部 門 \ 年 度	R3 年	R4 年	R5 年	R6 年	R7 年	過去5年間の 増減数(率)	
一般行政	49	52	51	52	49	()	(%)
教育	6	6	6	5	6	()	(%)
消防	0	0	0	0	0	()	(%)
普通会計計	55	58	57	57	55	()	(%)
公営企業等会計計	6	6	5	7	7	1(16.7%)	
総合計	61	64	62	64	62	1(1.6%)	

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

該当なし